

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）新旧対照表

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【案】 修正後	印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【素案】 修正前
<p>第1章 印旛沼水質保全対策の状況</p> <p>1 印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定</p> <p>このほか、これまでの湖沼計画では、<u>水道水源など印旛沼の利用目的に応じて設定されたCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に向け、計画期間中に達成すべき水質及び汚濁負荷量の目標を定めて総合的な施策を講じてきましたが、県民の親水利用の場としての評価が必ずしも十分ではありませんでした。印旛沼は、散策や釣り、サイクリングなど、親水利用の場としても多面的に利用されており、県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしています。</u></p>	<p>第1章 印旛沼水質保全対策の状況</p> <p>1 印旛沼に係る湖沼水質保全計画の策定</p> <p>このほか、これまでの湖沼計画では、<u>県民の親水利用の場としての評価が必ずしも十分ではなかったという課題もあります。これまでの計画では、水道水源など、印旛沼の利水状況に応じて設定されたCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に向け、計画期間中に達成すべき水質及び汚濁負荷量の目標を定めて総合的な施策を講じてきました。その一方で、印旛沼は、散策や釣り、サイクリングなど、親水利用の場としても多面的に利用されており、県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしています。</u></p>
<p>第2章 印旛沼の水質保全に関する方針</p> <p>4 第8期湖沼計画での水質保全施策の方向性</p> <p>(2) 生物の生息環境の保全</p> <p>ア 外来水生植物の駆除</p> <p>印旛沼とその流域河川において急速に繁殖している外来水生植物であるナガエツルノゲイトウを流域市町や市民団体等と連携し、計画的に駆除することで生物の生息環境を保全します。</p> <p>この取組により、治水や利水の支障を<u>除去</u>するなどの効果も期待されます。</p>	<p>第2章 印旛沼の水質保全に関する方針</p> <p>4 第8期湖沼計画での水質保全施策の方向性</p> <p>(2) 生物の生息環境の保全</p> <p>ア 外来水生植物の駆除</p> <p>印旛沼とその流域河川において急速に繁殖している外来水生植物であるナガエツルノゲイトウを流域市町や市民団体等と連携し、計画的に駆除することで生物の生息環境を保全します。</p> <p>この取組により、治水や利水の支障を<u>防止</u>するなどの効果も期待されます。</p>

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【案】 修正後

第3章 印旛沼の水質保全に向けた取組

1 湖沼の水質の保全に資する事業



(2) 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進（県・流域市町）

	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
補助基数	累計：3,899基 (719基/5年)	累計：4,765基 (866基/5年)



(8) 流入河川等の浄化対策

ア 多自然川づくり（県・流域市町）

印旛沼、鹿島川、高崎川、石神川、木戸川及び駒込川において、自然環境や景観等に配慮した河川整備を行います。

事業箇所	実施主体	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
印旛沼 鹿島川 高崎川 石神川	県	累計：9,869m (210m/5年)	累計：11,329m (1,680m/5年)
準用河川 (木戸川・駒込川)	船橋市	累計：2,700m (540m/5年)	累計：3,675m (975m/5年)

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【素案】 修正前

第3章 印旛沼の水質保全に向けた取組

1 湖沼の水質の保全に資する事業



(2) 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進（県・流域市町）

	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
補助対象基数	3,899基 (719基増)	4,765基 (866基増)



(8) 流入河川等の浄化対策

ア 多自然川づくり（県・流域市町）

印旛沼、鹿島川、高崎川、桑納川、木戸川及び駒込川において、自然環境や景観等に配慮した河川整備を行います。

事業箇所	実施主体	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
印旛沼 鹿島川 高崎川 桑納川	県	累計：11,855m (2,398m増)	累計：13,415m (1,560m増)
桑納川水系 (準用河川 木戸川・駒込川)	船橋市	累計：3,040m (540m増)	累計：4,015m (975m増)

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【案】 修正後			印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【素案】 修正前		
イ 河川清掃等（県・流域市町・事業者・NPO・住民）			イ 河川清掃等（県・流域市町・事業者・NPO・住民）		
実施主体	実施箇所	主な活動内容等	実施主体	実施箇所	主な活動内容等
県	一級河川	河道及び堤防の草刈りを定期的実施するとともに、 <u>アダプト・プログラムにより、住民等の清掃活動等の支援を実施します。</u>	県	印旛沼流域	<u>アダプト・プログラムによるごみ等の清掃・除草などを推進します。</u>
千葉市	鹿島川流域	水辺環境保全推進員を委嘱して、河川周辺の定期的な清掃活動を実施します。	千葉市	鹿島川流域	鹿島川浄化推進員を委嘱して、河川周辺の定期的な清掃活動を実施します。
成田市	準用河川（江川）	地元区への業務委託により、毎年2回の草刈り及び定期的な清掃を実施します。	成田市	準用河川（江川）	地元区への業務委託により、毎年2回の草刈り及び定期的な清掃を実施します。
佐倉市	鹿島川流域等	市内NPO団体等が、定期的に印旛沼流域の清掃を実施します。 市と関係団体等により、佐倉ふるさと広場周辺で印旛沼クリーンウォークを実施し、印旛沼の環境美化活動を通して、市民意識の向上と啓発を図ります。	佐倉市	鹿島川流域等	市内NPO団体等が、定期的に印旛沼流域の清掃を実施します。 市と関係団体等により、佐倉ふるさと広場周辺で印旛沼クリーンウォークを実施し、印旛沼の環境美化活動を通して、市民意識の向上と啓発を図ります。
	準用河川（5河川）	河道及び堤防の草刈りを年2回実施します。		準用河川（5河川）	河道及び堤防の草刈りを年2回実施します。
八千代市	新川流域	住民等の参加のもと清掃活動を行い、活動を通じて印旛沼の水質保全に関する意識啓発を図ります。	八千代市	新川流域	住民等の参加のもと清掃活動を行い、活動を通じて印旛沼の水質保全に関する意識啓発を図ります。
鎌ヶ谷市	印旛沼水系井草水路周辺	市内排水路の定期的な草刈りを実施します。	鎌ヶ谷市	印旛沼水系井草水路周辺	市内排水路の定期的な草刈りを実施します。
四街道市	手繰川流域	市域内排水路の定期的な清掃及び草刈りを実施します。	四街道市	手繰川流域	市域内排水路の定期的な清掃及び草刈りを実施します。
八街市	鹿島川流域	地域住民の参加のもと、年1回ごみ清掃を実施します。	八街市	鹿島川流域	地域住民の参加のもと、年1回ごみ清掃を実施します。
酒々井町	印旛沼中央排水路周辺	婦人会とともに年1回清掃を実施します。	酒々井町	印旛沼中央排水路周辺	婦人会とともに年1回清掃を実施します。
栄町	長門川酒直機場周辺	ライオンズクラブ主催により年1回清掃を実施します。	栄町	長門川酒直機場周辺	ライオンズクラブ主催により年1回清掃を実施します。
印旛沼水質保全協議会	印旛沼流域	流域住民と連携し、印旛沼流域の清掃を実施します。	印旛沼水質保全協議会	印旛沼流域	流域住民と連携し、印旛沼流域の清掃を実施します。

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【案】 修正後

(9) 沼の直接浄化対策 

イ 植生帯の整備等（県）

対策	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
植生帯の整備	累計：14箇所 3箇所/5年（北須賀等）	累計：15箇所 1箇所/5年（瀬戸）

ウ 沼清掃等の環境保全活動（県・流域市町・事業者・NPO・住民）

実施主体	主な活動内容
県	定期的に草刈りを実施するとともに、アダプト・プログラムにより、住民等の清掃活動等の支援を実施します。
佐倉市	市内NPO団体等が、定期的に印旛沼流域の清掃を実施します。市と関係団体等により、佐倉ふるさと広場周辺で印旛沼クリーンウォークを実施し、印旛沼の環境美化活動を通して、市民意識の向上と啓発を図ります。
印西市	ごみゼロ運動により清掃活動を実施します。
県企業局	印旛取水場及びその周辺のごみ等の収集を実施します。
独立行政法人水資源機構	定期的に堤防を巡視し、清掃を実施します。
印旛沼漁業協同組合	空き缶・ごみ収集作業、草刈り及び放置漁具の撤去や浮遊物回収作業を実施します。

2 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策（県・流域市町） 

(2) 生活排水対策 

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【素案】 修正前

(9) 沼の直接浄化対策 

イ 植生帯の整備等（県）

対策	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
植生帯の整備	累計：14箇所 3箇所増（北須賀等）	累計：15箇所 1箇所増（瀬戸）

ウ 沼清掃等の環境保全活動（県・流域市町・事業者・NPO・住民）

実施主体	主な活動内容
県	アダプト・プログラムによるごみ等の清掃・除草などを推進します。
佐倉市	市内NPO団体等が、定期的に印旛沼流域の清掃を実施します。市と関係団体等により、佐倉ふるさと広場周辺で印旛沼クリーンウォークを実施し、印旛沼の環境美化活動を通して、市民意識の向上と啓発を図ります。
印西市	ごみゼロ運動により清掃活動を実施します。
県企業局	印旛取水場及びその周辺のごみ等の収集を実施します。
独立行政法人水資源機構	定期的に堤防を巡視し、清掃を実施します。
印旛沼漁業協同組合	空き缶・ごみ収集作業、草刈り及び放置漁具の撤去や浮遊物回収作業を実施します。

2 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策（県・流域市町） 

(2) 生活排水対策 

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【案】 修正後

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策（県・流域市町）



(4) 漁業に係る汚濁負荷対策（県）



(5) 流出水対策



ア 市街地対策（県・流域市町・事業者・住民）

対策	実施主体	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
雨水浸透施設の設置 （浸透マス、浸透トレンチ）	県 流域市町 事業者 住民	累計：188,058基 <u>(55,824基/5年)</u>	累計：184,593基 (16,535基/5年)
道路・事業所等透水性舗装の整備		累計：555,427㎡ <u>(118,029㎡/5年)</u>	累計：567,188㎡ (11,761㎡/5年)
公共グラウンド等への貯留浸透施設の設置		累計：2,187箇所 <u>(1,879箇所/5年)</u>	累計：3,627箇所 (1,460箇所/5年)
路面・側溝清掃		3,718km/5年	1,855km/5年
調整池の清掃	流域市町	529m³/5年	358m³/5年

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護



ア 里山の保全（県・流域市町・事業者・NPO・住民）

「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく里山活動協定の締結を支援し、認定します。

また、市民参加による森林整備を実施することで、市民活動の広がり
に寄与するとともに、計画的な森林整備及び基盤整備により、森林の有
する水源涵養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮させます。

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【素案】 修正前

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策（県・流域市町）



(4) 漁業に係る汚濁負荷対策（県）



(5) 流出水対策



ア 市街地対策（県・流域市町・事業者・住民）

対策	実施主体	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
雨水浸透施設の設置 （浸透マス、浸透トレン チ）	県 流域市町 事業者 住民	累計：181,941基 <u>(49,807基増)</u>	累計：178,476基 (16,535基増)
道路・事業所等透水性舗装 の整備		累計：557,349㎡ <u>(119,951㎡増)</u>	累計：569,110㎡ (11,761㎡増)
公共グラウンド等への 貯留浸透施設の設置		累計：2,158箇所 (1,868箇所増)	累計：3,616箇所 (1,460箇所増)
路面・側溝清掃		3,764km/5年	1,855km/5年
調整池の清掃	流域市町	529m³/5年	358m³/5年

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護



ア 里山の保全（県・流域市町・事業者・NPO・住民）

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例に基づく里山活
動協定の締結を支援し、認定します。

また、市民参加による森林整備を実施することで、市民活動の広がり
に寄与するとともに、計画的な森林整備及び基盤整備により、森林の有
する水源涵養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮させます。

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【案】 修正後	印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【素案】 修正前
<p>ウ 親水拠点の整備・運営（県・流域市町）</p> <p><u>印旛沼に接する流域6市町（成田市、佐倉市、八千代市、印西市、酒々井町、栄町）が国土交通省から登録を受けた「印旛沼流域かわまちづくり計画」により、印旛沼流域の水辺拠点の整備を行います。</u></p> <p><u>また、印旛沼流域水循環健全化会議において、水辺拠点を活用した、水辺の賑わいの創出について検討を行います。</u></p>	<p>ウ 親水拠点の整備・運営（県・流域市町）</p> <p><u>印旛沼流域水循環健全化会議において、人が水にふれあえる拠点の整備等について検討を行います。</u></p> <p><u>また、印旛沼に接する流域6市町（成田市、佐倉市、八千代市、印西市、酒々井町、栄町）が、国土交通省から登録を受けた「印旛沼流域かわまちづくり計画」により、印旛沼の水辺及び流域の地域資産の総合的な利活用を推進します。</u></p>
<p>(7) 地下水利用の適正化（県・流域市町・<u>事業者</u>）</p> 	<p>(7) 地下水利用の適正化（県・流域市町）</p> 
<p>(8) 土砂等の埋立て等の適正化（県・流域市町・<u>事業者</u>）</p> 	<p>(8) 土砂等の埋立て等の適正化（県・流域市町）</p> 
<p>(9) 廃棄物の不法投棄の防止（県・流域市町・事業者）</p> 	<p>(9) 廃棄物の不法投棄の防止（県・流域市町・事業者）</p> 
<p>3 その他水質保全のために必要な措置</p>	<p>3 その他水質保全のために必要な措置</p>
<p>(1) 調査研究の推進（県・流域市町・事業者）</p> 	<p>(1) 調査研究の推進（県・流域市町・事業者）</p> 
<p>イ 面源系由来の汚濁負荷の実態調査</p> <p>これまでの対策の実施にもかかわらず、森林・原野、市街地及び農地といった面源から河川を通じて印旛沼に流入する汚濁負荷量が削減されていないことから、将来的な原単位の見直しを見据え、印旛沼流域の市街地や道路排水における降雨時の現地調査など、その実態を明らかにするための調査を行います。</p>	<p>イ 面源系由来の汚濁負荷の実態調査</p> <p>これまでの対策の実施にもかかわらず、森林・原野、市街地及び農地といった面源から河川を通じて印旛沼に流入する汚濁負荷量が削減されていないことから、将来的な原単位の見直し見据え、印旛沼流域の市街地や道路排水における降雨時の現地調査など、その実態を明らかにするための調査を行います。</p>
<p>(2) 生物の生息環境の保全に関する指標の検討（県・流域市町）</p> 	<p>(2) 生物の生息環境の保全に関する指標の検討（県・流域市町）</p> 

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【案】 修正後	印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【素案】 修正前
<p>(3) 親水性を評価するための指標の設定（県）</p> 	<p>(3) 親水性を評価するための指標の設定（県）</p> 
<p>(4) 長期ビジョンの見直しに向けた検討（県）</p> 	<p>(4) 長期ビジョンの見直しに向けた検討（県）</p>
<p>(6) 放射性物質への対応（国・県）</p>  <p>印旛沼及び流入河川における放射性物質のこれまでの状況の変化を的確に把握するとともに、水質等のモニタリング調査について関係機関との調整を図り、適切に対応します。</p>	<p>(6) 放射性物質への対応（国・県）</p> <p>印旛沼及び流入河川における放射性物質のこれまでの状況の変化を的確に把握するとともに、水質等のモニタリング調査について関係機関との調整を図り、適切に対応します。</p>
<p>(8) 印旛沼流域水循環健全化会議における水環境等に係る施策の推進（県・流域市町・事業者・NPO）</p>  <p>印旛沼の水質を改善し、流域の自然環境を再生するため、印旛沼の関係者により構成される「印旛沼流域水循環健全化会議」と連携して、水環境等に係る施策の検討と推進を図ります。</p>	<p>(8) 印旛沼流域水循環健全化会議における水環境等に係る施策の推進（県・流域市町・事業者・NPO）</p>  <p>印旛沼の水質を改善し、流域の自然環境を再生するため、印旛沼の関係者により構成される「印旛沼流域水循環健全化会議」において、水環境等に係る施策の検討と推進を図ります。</p>

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【案】 修正後

(10) 地域住民等の協力（国・県・流域市町・事業者・NPO・住民）



本計画を円滑に遂行するため、国・県・流域市町・事業者・NPO・住民が緊密に協働・連携しながら計画の実施に当たする必要があります。

このため、県及び流域市町は、広報活動を通じて印旛沼の水質状況、本計画の趣旨、内容等の周知を図り、外来水生植物対策や環境保全活動等への協力を求めるとともに、NPO、住民等への助成などの支援を行います。

さらに、印旛沼流域水循環健全化会議を中心に、市民や市民団体、企業、水利用者、行政機関等6者が連携して、印旛沼の水循環の健全化に寄与する活動を進めます。

印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）【素案】 修正前

(10) 地域住民等の協力（国・県・流域市町・事業者・NPO・住民）



本計画を円滑に遂行するため、国・県・流域市町・事業者・NPO・住民が緊密に協働・連携しながら計画の実施に当たする必要があります。

このため、県及び流域市町は、広報活動を通じて印旛沼の水質状況、本計画の趣旨、内容等の周知を図り、外来水生植物対策や環境保全活動等への協力を求めるとともに、NPO、住民等への助成などの支援を行います。

さらに、印旛沼流域水循環健全化計画のアダプト制度を活用することで、事業者・NPO・住民の環境美化活動や印旛沼の水循環健全化・環境保全に寄与する活動を一層強化・拡大します。

第4章 鹿島川流域における流出水対策推進計画
1 流出水対策の実施の推進に関する方針

(1) 取組目標

雨水浸透施設の設置促進、道路・事業所等の透水性舗装の整備、貯留浸透施設の設置促進、路面や側溝等の清掃、適正施肥の推進、環境にやさしい農業の推進の重点的な実施により、汚濁負荷の一層の削減を図ります。

2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

対策	実施主体	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
雨水浸透施設の設置 （浸透マス、浸透トレンチ）	県 流域市町 事業者 住民	累計： <u>38,258基</u> <u>(10,749基/5年)</u>	累計： <u>48,391基</u> <u>(10,133基/5年)</u>
道路・事業所等透水性舗装の整備		累計： <u>82,153m²</u> <u>(18,985m²/5年)</u>	累計： <u>85,953m²</u> <u>(800m²/5年)</u>
公共グラウンド等への貯留浸透施設の設置		累計： <u>180箇所</u> <u>(72箇所/5年)</u>	累計： <u>211箇所</u> <u>(31箇所/5年)</u>
路面・側溝清掃		2,914km/5年	1,036km/5年

第4章 鹿島川流域における流出水対策推進計画
1 流出水対策の実施の推進に関する方針

(1) 取組目標

雨水浸透施設の設置促進、道路・事業所等の透水性舗装の整備、貯留浸透施設の設置促進、路面や側溝等の清掃、調整池の清掃、適正施肥の推進、環境にやさしい農業の推進の重点的な実施により、汚濁負荷の一層の削減を図ります。

2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

対策	実施主体	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
雨水浸透施設の設置 （浸透マス、浸透トレンチ）	県 流域市町 事業者 住民	累計： <u>36,763基</u> <u>(9,254基増)</u>	累計： <u>46,896基</u> <u>(10,133基増)</u>
道路・事業所等透水性舗装の整備		累計： <u>86,336m²</u> <u>(23,168m²増)</u>	累計： <u>87,136m²</u> <u>(800m²増)</u>
公共グラウンド等への貯留浸透施設の設置		累計： <u>188箇所</u> <u>(80箇所増)</u>	累計： <u>219箇所</u> <u>(31箇所増)</u>
路面・側溝清掃		2,914km/5年	1,036km/5年